

令和6年3月定例会 厚生文教常任委員会 資料
 関連議案番号：議案第19号、議案第20号、
 議案第22号、議案第23号
 所管課名：健康福祉部長寿福祉課

指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の主な改正内容について

1. 指定介護予防支援・指定居宅介護支援（議案第19号、議案第20号関係）

(1) 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の基準の整備（指定介護予防支援）

現行	改正（案）
・明記なし。	人員基準 ・指定居宅介護予防支援事業所ごとに1名以上の介護支援専門員を置かなければならない。常勤の主任介護支援専門員の管理者を置かなければならない。 市に対する情報提供 ・市から求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等の情報を提供

(2) モニタリング（指定介護予防支援・指定居宅介護支援）

現行	改正（案）
指定介護予防支援 ・3月に1回は利用者宅を訪問 指定居宅介護支援 ・1月に1回は利用者宅を訪問	指定介護予防支援 ・6月に1回はテレビ電話装置を利用 指定居宅介護支援 ・2月に1回はテレビ電話装置を利用 ※利用者の同意及び利用者の心身の状態が安定しテレビ電話装置等において意思疎通ができることなどについて主治医等の合意がある場合のみ。

(3) ケアマネジャー1人当たりの取扱件数（指定居宅介護支援）

現行	改正（案）
・35件	・44件（事務職員を配置し、かつ情報共有システムを使用する場合は49件）

2. 指定地域密着型（介護予防）サービス（議案第22号、議案第23号関係）

(1) 介護現場の生産性の向上（多機能系サービス・居住系サービス）

現行	改正（案）
・明記なし。	・利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境の整備（3年間経過措置）

(2) 協力医療機関との連携体制の構築（施設系サービス・居住系サービス）

現行	改正（案）
・明記なし。	・高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、医療機関等と実効性のある連携体制の構築（3年間経過措置）

(3) 新興感染症発生時等の医療機関との連携（施設系サービス・居住系サービス）

現行	改正（案）
・明記なし。	・施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を、第二種協定指定医療機関と取り決め

3. 指定介護予防支援・指定居宅介護支援・指定地域密着型（介護予防）サービス（議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第23号）

(1) 書面掲示の見直し（共通）

現行	改正（案）
・事業所の見やすい場所に重要事項の書面掲示	・「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載（1年間経過措置）

(2) 管理者の兼務範囲（共通）

現行	改正（案）
・同一敷地内の事業所	・同一敷地外の事業所も差し支えない。

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

現行	改正（案）
<p>介護予防支援・居宅介護支援・訪問系サービス、通所系サービス</p> <p>・明記なし。</p> <p>多機能系サービス</p> <p>・当該利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合は記録を義務付け。</p>	<p>介護予防支援・居宅介護支援・訪問系サービス、通所系サービス</p> <p>・当該利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合は記録を義務付け。</p> <p>多機能系サービス</p> <p>・同左</p> <p>・身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）の義務付け。（1年間経過措置）</p>